

都市計画法第33条第1項第2号に
規定する道路に関する許可基準

川西市

(平成25年4月1日)

道路に関する基準

(法第 33 条第 1 項第 2 号)

主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

- イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
- ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
- ハ 予定建築物等の用途
- ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

本号は、自己の居住の用に供する目的以外の開発行為について適用され、開発許可段階で想定される予定建築物等の敷地周辺に、予定建築物等の用途、敷地規模、配置等に応じて所要の利便施設を確保しようとする規定である。

設計が都市計画に適合しているとは、当該開発行為の設計が、これらの都市計画の実現を妨げるものでないことはもちろんのこと、技術的に可能であり、かつ、施行者に不当な負担とならない範囲においてできる限り都市計画の内容を実現すべきことを要求している規定である。

(1) 道路の配置

(令第 25 条第 1 号)

道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

開発区域内に設けられる道路は、「都市計画において定められた道路」並びに「開発区域外にある既存道路」の機能を阻害するものでないことはもちろんのこと、これらと一体となって機能が有効に発揮されるものである趣旨の規定である。

開発区域内における道路の計画、街区の設定等は、都市計画街路の計画を取り入れるとともに、開発区域外にある都市計画街路や、既存道路に開発区域内の道路を取り付ける場合であっても、取り付けられる道路と取り付ける道路の機能に留意すること。

「接続する必要があるときは接続し」とは、区域外に既存道路がある場合でそれを延長し、又はそれに接続することが、交通上当然に合理性があると考えられるときは、それらとの関連も合わせて考えること。

住宅団地開発においては、道路のもつ機能ごとに系統的に計画すべきである。

(2) 市街化調整区域での計画

(令第 25 条第 3 号)

市街化調整区域における開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第 6 号及び第 7 号において同じ。）にあつては、予定建築物等の敷地から 250 メートル以内の距離に幅員 12 メートル以上の道路が設けられていること。

市街化調整区域における幅員 12m以上の道路の設置基準である。市街化区域では幅員 12m以上の道路が、概ね 500mメッシュを一応の目途として都市計画決定がされることとなろうが、市街化調整区域では街路に限らず原則として都市計画決定はなされない。したがって、市街化調整区域における開発行為にあつては、12m以上の道路が開発区域内の各建築物の敷地から 250m以内に設けられるようにすることにより、市街化区域と同等の幹線道路の密度を要求しているものである。

なお、開発区域外に既にそれに適合する道路があれば、新たに設ける必要はない。開発区域内に設ける幅員 12m以上の道路の配置等は開発区域のみならず、都市全体を考慮して定めるべきである。

(3) 敷地が接する道路の幅員

(令第 25 条第 2 号)

予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上 12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

敷地が接することとなる道路の最小幅員を規定することにより、最小限度必要な道路の密度、間隔を確保しようとするものであり、開発区域内の道路はもちろんのこと、予定建築物の敷地が開発区域内の道路と接することなく、直接開発区域外の既存道路と接する場合も、この基準が適用される。

(規則第 20 条)

令第 25 条第 2 号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 平方メートル未満のものにあつては 6メートル（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8メートル）、その他のものにあつては 9メートルとする。

(ア) 令第 25 条第 2 号本文所定の取り扱い

敷地が接する道路の幅員は次の表による

敷 地 の 区 分		道路の幅員
住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 m ² 以上		9m以上
住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは、第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 m ² 未満	多雪地帯で、道路管理者が積雪時における交通の確保のための措置を講ずる必要があると認めたとき	8m以上
	その他	6m以上

最小幅員を 6mとしたのは、自動車交通を考える場合、電柱、側溝等道路構造物も含めれば、必要最小限の幅員であると考えられることによる。消防活動等に際し、消防車が他の車両とすれ違い可能な幅員としては、最低 6mは要する。

住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地で、その規模が 1,000 m²以上のものについて 9m以上としたのは、この程度の規模のものになれば、当然大型車等による頻繁な交通が予想されるため、自動車交通の利便を考えると同時に、歩行者の安全を確保する意味で、令第 25 条第 5 号の規定により歩車

道分離が確保される最低幅員の9mにあわせたものである。

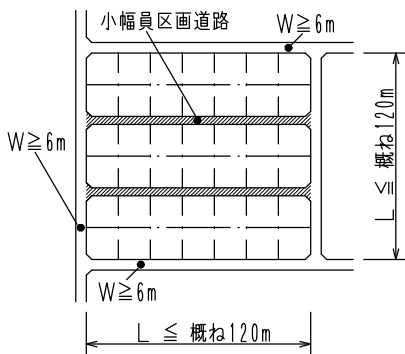
(イ) 令第25条第2号()書き(小區間で通行上支障のない場合)の取り扱い
 小幅員区画道路

主として住宅目的の開発行為において、原則として幹線道路に直接接続していない区画道路で次に掲げる事項に該当する場合は、幅員4.5m以上とすることができる。

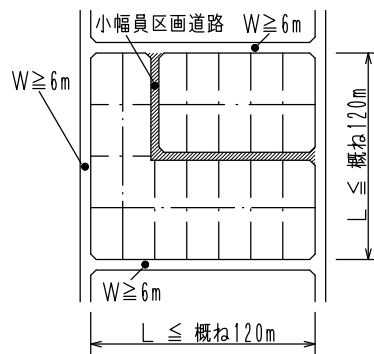
- 1 幅員6m以上の道路に、接続する区画道路であって、延長される予定のない小區間のものであること。
- 2 沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じない形状のものであること。
- 3 幅員6m以上の道路によって囲まれた概ね120m以下四方の区域の中の区画道路であること。
- 4 幅員6m以上の道路を挟んで、小幅員道路が連続する場合で、その合計が概ね250mを超えない場合に限ること。

[参考図]

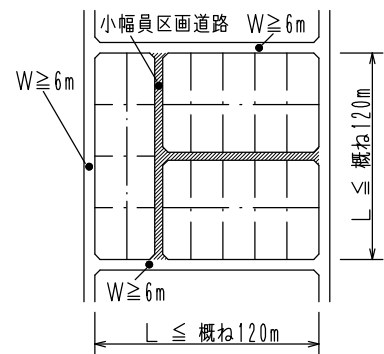
1) I字状小幅員区画道路



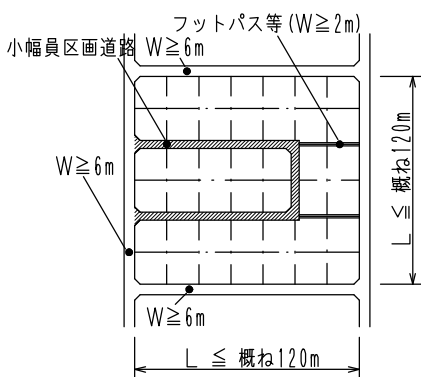
2) L字状小幅員区画道路



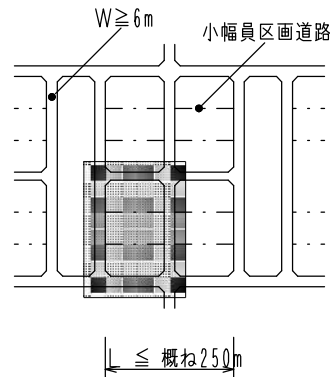
3) T字状小幅員区画道路



4) U字状小幅員区画道路

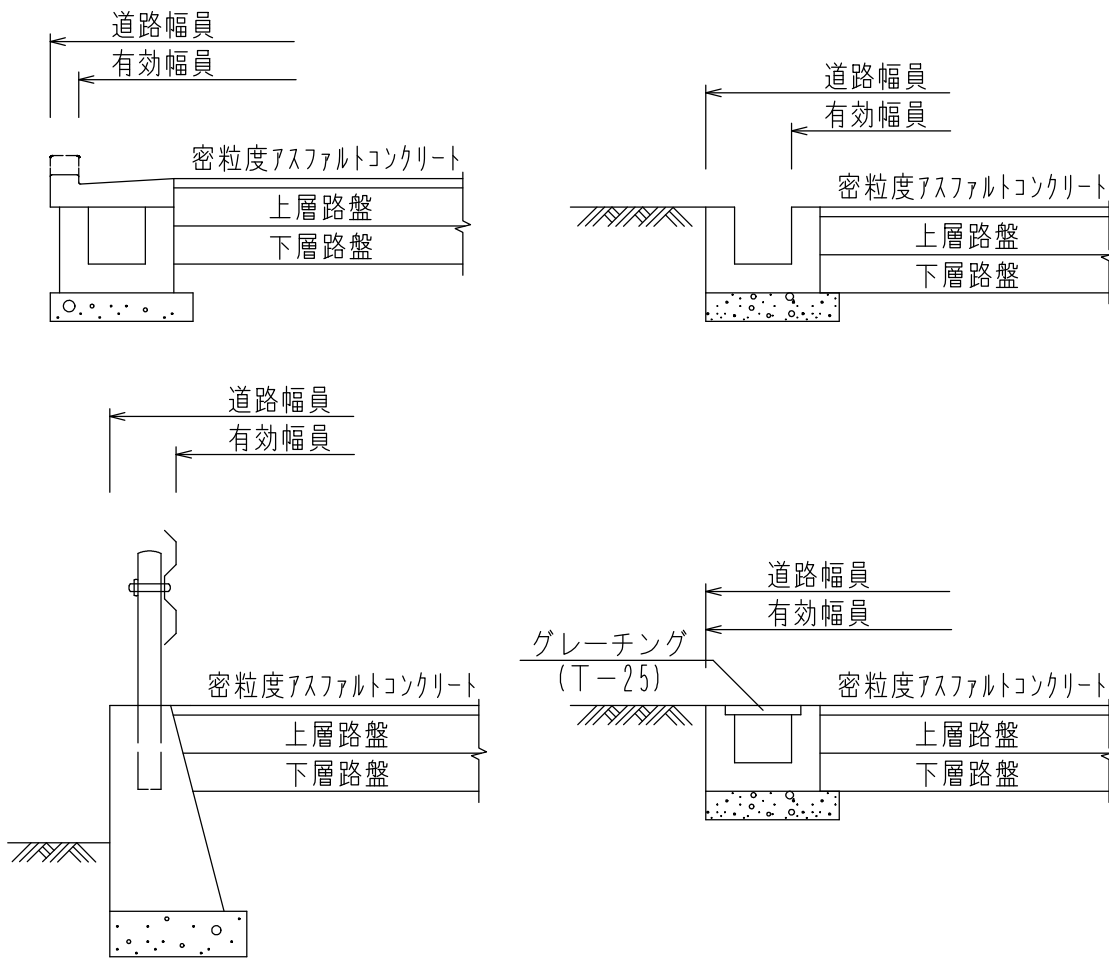


5) 小幅員区画道路の延長制限



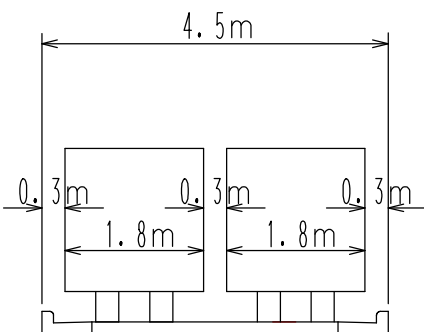
有効幅員について

「有効幅員」の考え方は、次に掲げる図による。



道路の最少幅員について

「最少幅員」の考え方は、次に掲げる図による。

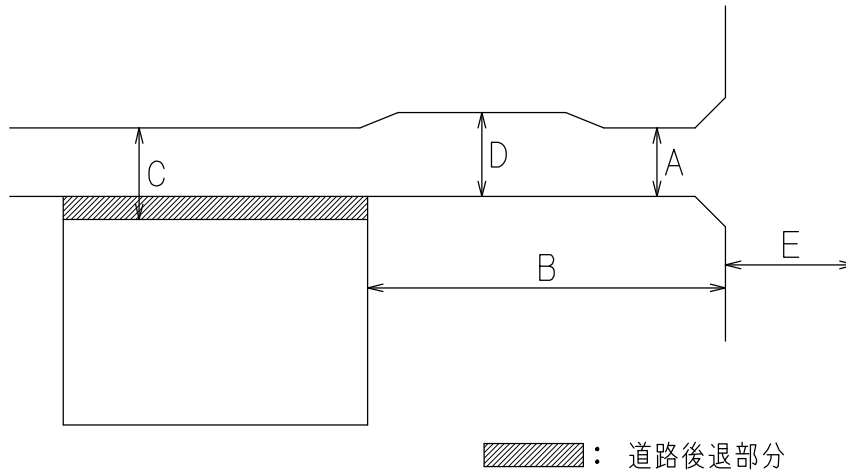


(ウ) 令第 25 条第 2 号ただし書き（一敷地の単体的な開発行為が接する既存道路）の取り扱い

(規則第 20 条の 2)
 令第 25 条第 2 号ただし書きの国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が 4 メートル以上であること。

(ウ) -1 予定建築物の用途が共同住宅の場合の具体事例



① 開発区域が接する道路の幅員について：図上 A

主として共同住宅（長屋住宅を含む）の開発行為は次の表による（開発区域の面積、戸数による幅員が異なる場合は、上位の道路幅員とする。）ただし、当該道路に別途道路計画が定められている場合等は、道路管理者と許可権者が協議の上、それによることができる。

なお、道路幅員内に開渠の側溝や法面等が存在し、有効幅員が確保できない場合は、道路区域内の道路構造物の改築等（道路側溝の蓋掛け、法面撤去又は法起こし等）により、道路整備を行われなければならない。

開発区域の面積	戸数	道路幅員 (m)
$S < 3,000 \text{ m}^2$	$T < 20 \text{ 戸}$	$4\text{m} \leq A$
$3,000 \text{ m}^2 \leq S < 10,000 \text{ m}^2$	$20 \text{ 戸} \leq T < 100 \text{ 戸}$	$5\text{m} \leq A$
$10,000 \text{ m}^2 \leq S$	$100 \text{ 戸} \leq T$	本文所定の幅員

S : 開発区域の面積 T : 戸数 A : 道路幅員

② ①の道路幅員を有する既存道路の延長について：図上 B

次のいずれかによる。

1. 開発区域が接する前面道路が到達する交差点、かつ、前面道路と同等以上の幅員（図上 E）を有する交差点までとする。
2. 交通上支障がない交差点までとする。なお、「交通上支障がない交差点」とは申請地周辺の交通事情をふまえて、道路管理者と許可権者が協議の上判断するものとする。

③ 開発区域が接する部分の道路後退について：図上 C

原則 6m とする。ただし、当該道路について、別途道路計画が定められている場合等は、この限りでない。なお、当該道路の幅員が 5m 未満の場合は、5m とする。

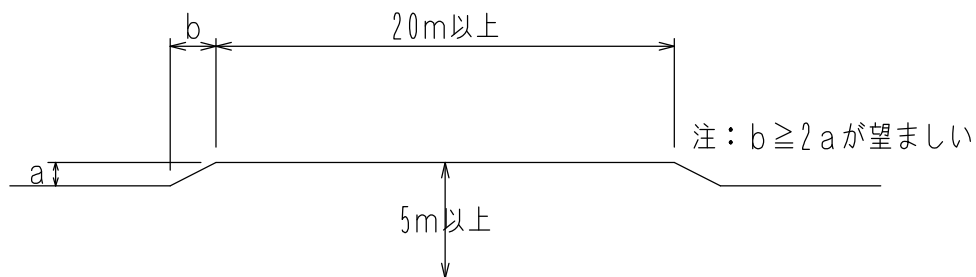
④ 待避所の設置等について：図上D

①の表により、幅員が4m以上必要とされる道路で、整備後の（整備しない場合は現在の）当該道路の幅員が5m未満である場合に設置する。ただし、図上の全長において幅員が5m以上である場合、幅員が4m以上で交通量が極めて少ない場合、又は、図上Cにおいて待避所の設置と同等の機能を有していると認められる場合は、この限りでない。

〈待避所の設置にかかる指導の目安〉

- 1 待避所相互間の距離は、300m以内とすること。
- 2 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- 3 待避所の長さは20m以上とし、その区間の車道の幅員は5m以上とすること。

ただし、待避所の長さの確保が周辺の状況から極めて困難と認められる場合には、実況に応じた形状とすることもやむを得ないこととする。



(ウ) -2 予定建築物の用途が住宅以外の場合

住宅以外の開発行為については、予定建築物の用途及び業務の内容により、大型トラック等が出入りする場合、業務用車、来客の乗用車等が頻繁に出入りする場合等が想定されるので、緩和規定は原則として適用しない。ただし、客観的な資料（詳細な業務内容、出入りする車輛の大きさ及び台数、周辺道路の交通状況等）により、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(エ) 袋路状道路の禁止

(規則第 24 条第 5 号)

道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

行き止まり道路を禁止する規定であるが、開発区域の規模又は形状により全面的に禁止することは現実的に多少の無理があり、幹線道路に区画道路を接続すべきでない場合等状況によっては、かえってうまく処理できるときもあるため、避難上と車両の通行上の二点から考えて支障がない場合は、袋路状道路の設置を可能とする規定である。

なお、規則第 24 条第 5 号の「当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合」については、当然比較的近い将来具体化するものに限られる。

(エ) -1 袋路状道路とすることができる場合

次に掲げる事項のすべてに該当する場合には、袋路状道路とすることができる。

- 1 開発区域の周辺の状況等により、将来とも他の道路との接続の必要がないと認められること。
- 2 道路幅員、転回広場、避難通路が「開発道路転回広場の設置基準」に適合し、道路管理者の同意を得ることができること。
- 3 消防本部の消防活動に支障がない旨の同意が得られること。

(エ) -2 規模が小さな開発行為による袋路状道路で幅員を 4.5m 以上とすることができる場合

当該道路に面する戸数が 10 戸以下、かつ、当該道路の延長が 35m 以下で、次の事項のすべてに該当する場合は、その袋路状道路の幅員を 4.5m 以上とすることができる。

- 1 開発区域の周辺の状況等により、将来とも他の道路との接続の必要がないと認められること。
- 2 道路幅員、転回広場が「開発道路転回広場の設置基準」に適合し、道路管理者の同意を得ることができること。
- 3 予定建築物の用途が、原則として戸建て専用住宅、戸建て兼用住宅、又は長屋住宅であること。
- 4 消防本部の消防活動に支障がない旨の同意が得られること。

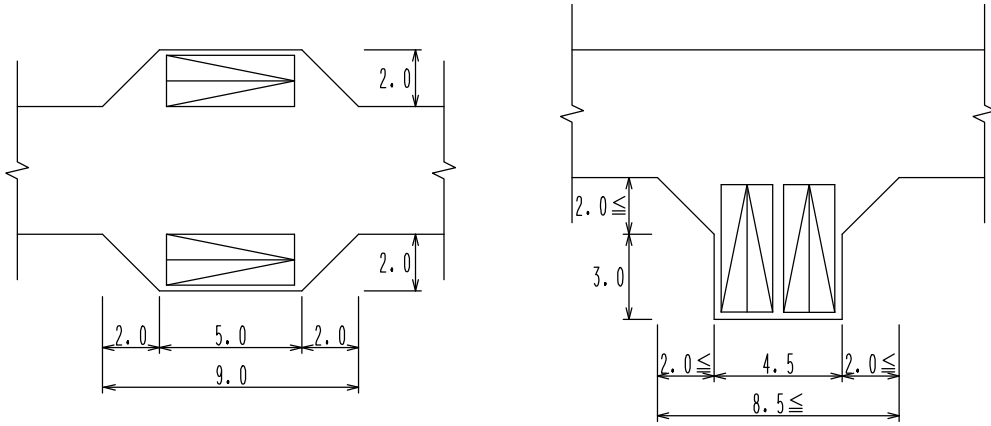
(エ) -3 袋路状道路で転回広場等を要しない場合

次に掲げる事項のすべてに該当する場合には、転回広場等を要しない。

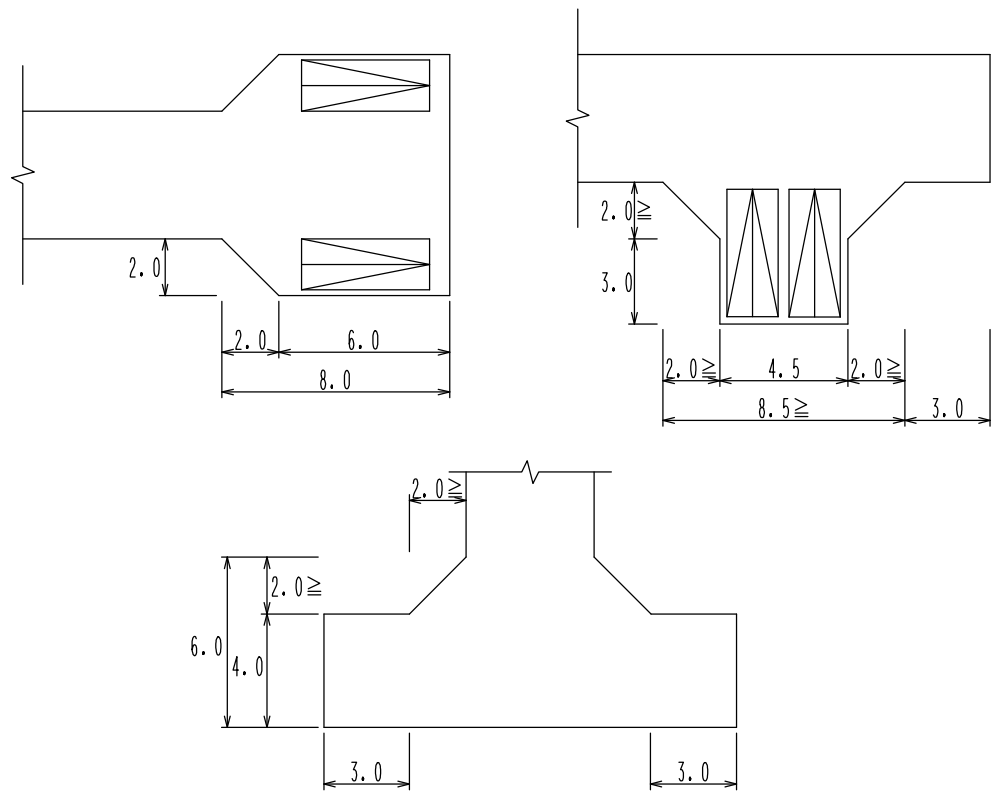
- 1 予定建築物の用途が、原則として戸建て専用住宅、戸建て兼用住宅、又は長屋住宅であること。
- 2 当該道路に面する戸数が 10 戸以下。
- 3 当該道路延長が 25m 以下、かつ、道路幅員が 4.5m 以上、又は、当該道路延長が 35m 以下、かつ、道路幅員が 6m 以上であること。

※ 転回広場の構造基準

1) 道路の中間に設ける場合



2) 道路の終端に設ける場合



(4) 開発区域外の道路との接続

(令第 25 条第 4 号)

開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員 9 メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、6.5 メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

(ア) 令第 25 条第 4 号本文所定の取り扱い

開発区域の主要な道路が接続されるべき開発区域外の道路の幅員は次の表による

予定建築物の用途	道路の幅員	備 考
主として住宅	6.5m以上	開発区域内の主要な道路が左記表以上である場合は主要な道路幅員となるよう計画する。
その他	9m以上	

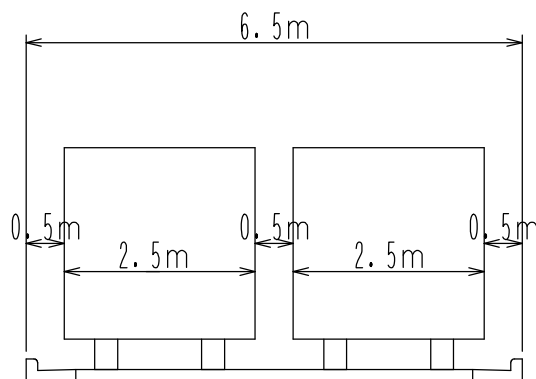
開発区域内の主要な道路が接続すべき開発区域外の道路の幅員に関する規定である。

「開発区域外の道路」とは、開発区域外の既存の道路を指しているものである。

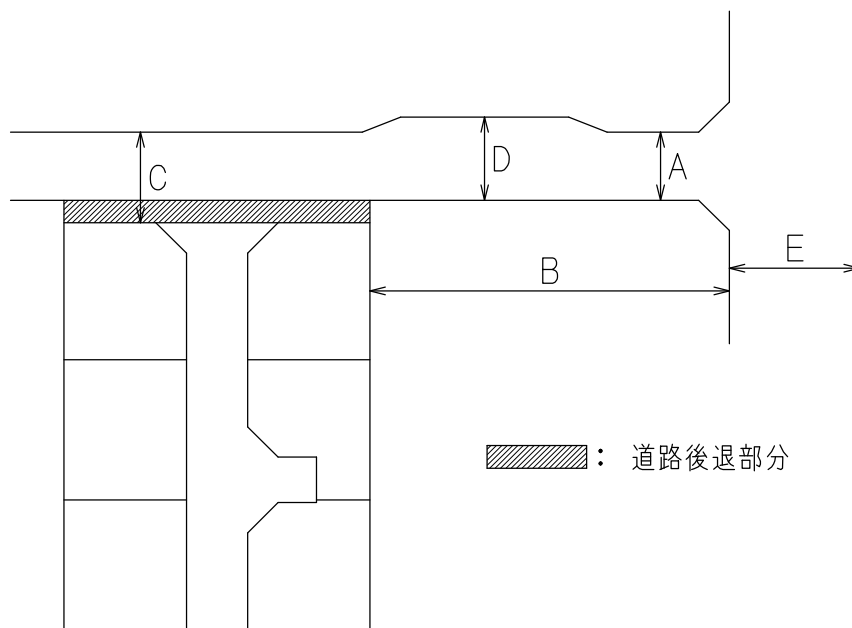
接続される開発区域外の道路の幅員は、当該開発行為による交通量の増大に対応することができるために 9mとし、「主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、6.5m」としている。

これは、住宅地の場合、その発生する交通量、交通の種類が限定されているので、最大車幅 2.5m の車両のすれ違いをも一応満足するものであり、又、市街地に設けられている道路の多くが含まれることとなる道路構造令の第 4 種の道路の最小幅員とも符合するものである。

ただし、トラフィック機能を期待しない道路（最大車幅 2.5m を有するバス等が通行しない道路）については、当該道路管理者と許可権者との協議の上、道路の幅員は 6m とすることができる。



(イ) 令第25条第4号後段()書き(車両の通行に支障がない道路)の取り扱い
 予定建築物の用途が住宅の場合の具体事例



① 開発区域が接する道路の幅員について：図上A

開発行為は次の表による(開発区域の面積、戸数による幅員が異なる場合は、上位の道路幅員とする。)ただし、当該道路に別途道路計画が定められている場合等は、道路管理者と許可権者が協議の上、それによることができる。

なお、道路幅員内に開渠の側溝や法面等が存在し、有効幅員が確保できない場合は、道路区域内の道路構造物の改築等(道路側溝の蓋掛け、法面撤去又は法起こし等)により、道路整備を行われなければならない。

・主として戸建て住宅の開発行為

開発区域の面積	戸数	道路幅員(m)
$S < 10,000 \text{ m}^2$	$T < 50 \text{ 戸}$	$4\text{m} \leq A$
$10,000 \text{ m}^2 \leq S < 20,000 \text{ m}^2$	$50 \text{ 戸} \leq T < 100 \text{ 戸}$	$5\text{m} \leq A$
$20,000 \text{ m}^2 \leq S < 30,000 \text{ m}^2$	$100 \text{ 戸} \leq T < 150 \text{ 戸}$	$6\text{m} \leq A$
$30,000 \text{ m}^2 \leq S$	$150 \text{ 戸} \leq T$	※ 本文所定の幅員

・主として共同住宅(長屋住宅を含む)の開発行為

開発区域の面積	戸数	道路幅員(m)
$S < 3,000 \text{ m}^2$	$T < 20 \text{ 戸}$	$4\text{m} \leq A$
$3,000 \text{ m}^2 \leq S < 10,000 \text{ m}^2$	$20 \text{ 戸} \leq T < 100 \text{ 戸}$	$5\text{m} \leq A$
$10,000 \text{ m}^2 \leq S < 15,000 \text{ m}^2$	$100 \text{ 戸} \leq T < 200 \text{ 戸}$	$6\text{m} \leq A$
$15,000 \text{ m}^2 \leq S$	$200 \text{ 戸} \leq T$	※ 本文所定の幅員

S : 開発区域の面積 T : 戸数 A : 道路幅員

開発行為の予定建築物が、戸建て住宅及び共同住宅が混在する場合は共同住宅の表に準ずること。

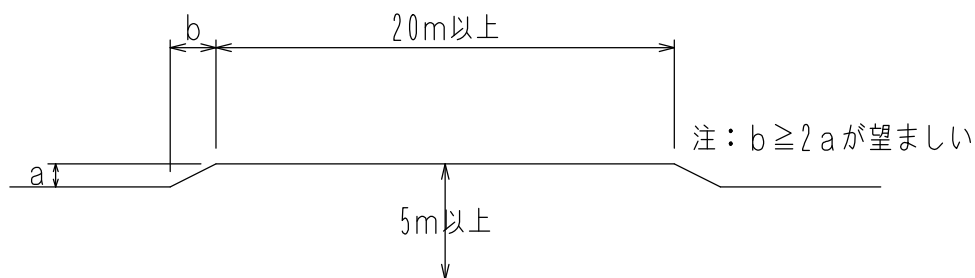
※ トラフィック機能を期待しない道路については、当該道路管理者との協議の上、道路の幅員を6mとすることができる。

- ② ①の道路幅員を有する既存道路の延長について：図上B
次のいずれかによる。
1. 開発区域が接する前面道路が到達する交差点、かつ、前面道路と同等以上の幅員（図上E）を有する交差点までとする。
 2. 交通上支障がない交差点までとする。なお、「交通上支障がない交差点」とは申請地周辺の交通事情をふまえて、道路管理者と許可権者が協議の上判断するものとする。
- ③ 開発区域が接する部分の道路後退について：図上C
原則6mとする。ただし、当該道路について、別途道路計画が定められている場合等は、この限りでない。なお、当該道路の幅員が5m未満の場合は、5mとする。
- ④ 待避所の設置等について：図上D
①の表により、幅員が4m以上必要とされる道路で、整備後の（整備しない場合は現在の）当該道路の幅員が5m未満である場合に設置する。ただし、図上の全長において幅員が5m以上である場合、幅員が4m以上で交通量が極めて少ない場合、又は、図上Cにおいて待避所の設置と同等の機能を有していると認められる場合は、この限りでない。

<待避所の設置にかかる指導の目安>

- 1 待避所相互間の距離は、300m以内とすること。
- 2 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- 3 待避所の長さは20m以上とし、その区間の車道の幅員は5m以上とすること。

ただし、待避所の長さの確保が周辺の状況から極めて困難と認められる場合には、実況に応じた形状とすることもやむを得ないこととする。



(5) 歩車道分離

(令第 25 条第 5 号)

開発区域内の幅員 9 メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

(規則第 24 条第 7 号)

歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて車道から分離されていること。

歩車道分離の義務を課した規定である。開発区域内の道路は、すべて歩車道分離を行うのが望ましいが、幅員 6m 程度の道路を歩車道分離した場合、車道幅員が極端に狭くなり、機能の低下が危惧されること、開発区域外の既存の道路とのアンバランスが生ずること等が考えられる。そこで、車道について幅員 6m 以上が確保されるもの、すなわち、少なくとも片側に 2.0m 歩道及び両側に 0.5m の路肩を想定し、幅員 9m 以上のものについて、歩車道分離の義務を課したものである。

歩道と車道は明確に分離され、その機能を十分発揮できるよう縁石線又はさくを設置するか、同等の効果があると認められる措置を講ずることとされている。

(6) 道路構造等

道路の構造等について道路管理者との協議を行うことが必要である。

(ア) 道路の舗装

(規則第 24 条第 1 号)

道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

道路の路面の内車道部分にあつては、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装とする。その他の部分にあつてはぬかるみとならない構造とすること。

(イ) 横断勾配

道路には、雨水、散水等により水たまりができるのを防ぐため横断勾配が附されていなければならない。その勾配は次表を標準とする。

道 路 区 分		勾 配	形 状
車 道	アスファルト舗装 コンクリート舗装	1.5 % ~ 2.0 %	放 物 線
歩 道		1.5 % ~ 2.0 %	直 線

(ウ) 排水施設

(規則第 24 条第 2 号)

道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。

道路の側溝は、路面及び周辺宅地から排出される雨水を有効に処理できる断面積を有し、構造は日本標準規格による鉄筋コンクリートU型側溝及び国土交通省制定の「土木構造物標準設計」によることとする。（道路土工―排水工指針参照）

（エ）縦断勾配

（規則第 24 条第 3 号）

道路の縦断勾配は、9 パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12 パーセント以下とすることができる。

道路の縦断勾配を 9%以下とする規定であるが、後段のただし書きの「地形等によりやむを得ない場合」においても、想定される交通の質及び量を考慮し、特に消防自動車等の交通の安全上支障のない範囲であることは当然であり、滑り止め舗装等必要な措置が講じられていること。

なお、小区間はおおむね 30mとする。

（オ）階段状道路の禁止

（規則第 24 条第 4 号）

道路は、階段状でないこと。ただし、もつぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

階段状道路を禁止する規定であるが、この場合の歩行者専用道路についても、消防活動の際の機能に支障をきたさない場所に設けられることとしている。

なお、その場合のけあげ及び路面等の寸法については、建築基準法施行令第 25 条第 3 項で中間に手すりを設けなくてもよい場合として、路面 30 cm以上、けあげ 15 cm以下とする。

（カ）街角のすみ切り

（規則第 24 条第 6 号）

歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。

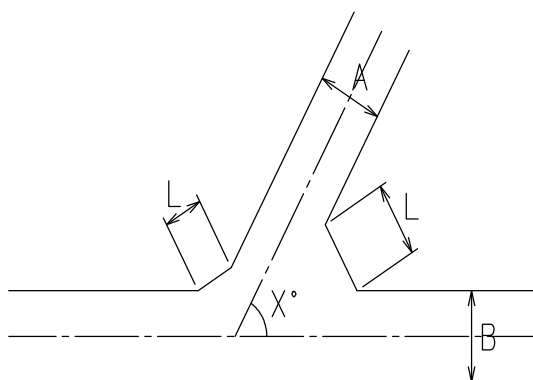
円滑な自動車交通を確保する意味で、歩道のない道路が同一平面で交差し、接続する箇所並びに歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さですみ切りを行い、一定の視距を確保しようとするものである。

なお、具体的すみ切り長については、同一幅員のものであっても、想定される交通の種類、量等により当然異なってくるが、一般的な場合としては、次表に示す数値を標準とする。

すみ切り標準値

(単位：m)

道路幅員	A	20.0m	15.0m	12.0m	10.0m	8.0m	6.0m	5.0m	4.5m	4.0m
	B									
20.0m	L1 10	8	6	5	5	5	5			
	L2 12	10	8	6	6	6	6			
	L3 8	6	5	4	4	4	4			
15.0m	8	8	6	5	5	5	5			
	10	10	8	6	6	6	6			
	6	6	5	4	4	4	4			
12.0m	6	6	6	5	5	5	5			
	8	8	8	6	6	6	6			
	5	5	5	4	4	4	4			
10.0m	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3
	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4
	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2
8.0m	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3
	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4
	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2
6.0m	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3
	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4
	4	4	4	4	4	4	4	3	3	2
5.0m				4	4	4	4	4	3	3
				5	5	5	5	5	4	4
				3	3	3	3	3	2	2
4.5m				4	4	4	4	3	3	3
				5	5	5	5	4	4	4
				3	3	3	3	2	2	2
4.0m				3	3	3	3	3	3	3
				4	4	4	4	4	4	4
				2	2	2	2	2	2	2



$X = 90^\circ$ 前後 L1

$X \leq 60^\circ$ L2

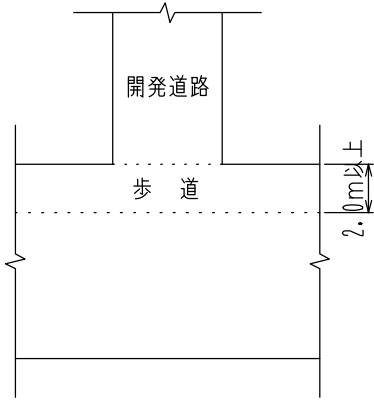
$X \geq 120^\circ$ L3

$X \geq 135^\circ$ 不要

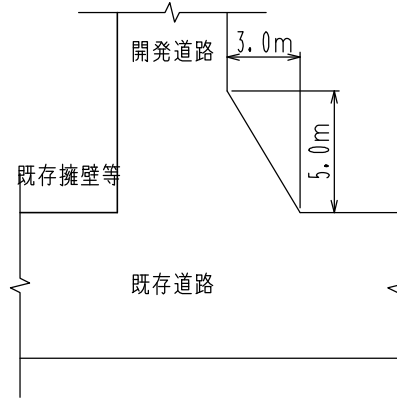
※ 擁壁等障害物により片側すみ切りとなる場合・すみ切りが不要な場合は、別図1参照。

別 図 1

すみ切りが不要な場合



擁壁等により片側すみ切りとなる場合



開発道路転回広場の設置基準

